

東大和市手数料条例の一部を改正する条例

東大和市手数料条例（昭和51年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「により」を「による」に改め、同条第2項中「請求」の次に「を行うとき及び電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）による請求を行う場合であつて郵便その他の規則で定める方法（以下「郵便等」という。）により交付を受けるとき」を加える。

第6条中「郵便その他の規則で定める方法」を「郵便等」に改める。

別表住民基本台帳等に関するものの部1の項中「郵便その他の規則で定める方法（以下「郵便等」という。）」を「郵便等」に改め、同部5の項中「住民票」の次に「又は除票」を加え、同部8の項を次のように改める。

8 印鑑登録 証明書の交 付	(1) 次号及び第3号に 掲げる場合以外の場合	1通	300円	
	(2) 郵便等により交付 をする場合	1通	400円	
	(3) 多機能端末機によ り交付をする場合	1通	150円	

別表税に関するものの部1の項から5の項までを次のように改める。

1 土地又は 家屋に關す る證明	(1) 次号に掲げる場合 以外の場合	1通	300円	5筆又は 5棟まで を1通と する。
	(2) 郵便等により交付 をする場合	1通	400円	
2 納税に關 する證明	(1) 次号に掲げる場合 以外の場合	1通	300円	税目を指 定するも のについ ては、1 税目ごと に1通と する。た だし、2 税目を併 せて賦課 徵収する ものにあ
	(2) 郵便等により交付 をする場合	1通	400円	

				つては1 税目とみ なす。
3 課税に關 する證明	(1) 次号及び第3号に 掲げる場合以外の場合	1通	300円	
	(2) 郵便等により交付 をする場合	1通	400円	
	(3) 多機能端末機によ り交付をする場合	1通	200円	
4 公課に關 する證明	(1) 次号に掲げる場合 以外の場合	1通	300円	
	(2) 郵便等により交付 をする場合	1通	400円	
5 固定資産 課税台帳に 記載されて いる事項の 證明	(1) 次号に掲げる場合 以外の場合	1通	300円	5筆又は 5棟まで を1通と する。
	(2) 郵便等により交付 をする場合	1通	400円	

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年1月25日から施行する。ただし、第5条第1項第3号及び別表住民基本台帳等に関するものの部5の項の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の別表の規定（同表住民基本台帳等に関するものの部5の項の規定を除く。）は、この条例の施行の日以後に申請を受けるものから適用し、同日前までに申請を受けたものについては、なお従前の例による。
- 改正後の別表住民基本台帳等に関するものの部5の項の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後に申請を受けるものから適用し、同日前までに申請を受けたものについては、なお従前の例による。